

嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金

燃油価格高騰の影響を受けている運送事業者に対し、事業継続を応援するため、対象車両台数に応じて支援金を給付します。

対象者

○次の事項を満たす事業者

ア. 市内に本店又は営業所等を有する法人又は個人事業者

※資本金の額または出資の総額が3億円以下もしくは従業員数300人以下の会社に限る

イ. 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、
特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む
トラック運送事業者等

対象車両

○自動車検査証の記録事項において、次のすべてを満たす車両

※被牽引車及び2輪車は除く

	自動車検査証の記録事項	対象要件
①	登録年月日／交付年月日	令和7年10月1日以前
②	自家用・事業用の別	事業用
③	使用者の氏名又は名称	申請者と同一又は同一法人
④	使用の本拠の位置	嘉麻市内の住所であること
⑤	有効期間の満了する日	交付申請日以降

給付額

○1台当りの給付額は次のとおり ※上限は1事業者あたり**30万円**とする

自動車種別	給付額
普通自動車	車両1台あたり 4万円
小型自動車	車両1台あたり 2万円
軽自動車	車両1台あたり 1万円

申請方法・問合せ先

必要書類を郵送又は窓口へ持参。

●受付期間：令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

●受付時間：8時30分～17時 ※窓口は平日のみ受付

●提出窓口：嘉麻市役所 本庁舎 3階 31番 交通政策課

●郵送先

〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所 交通政策課「貨物自動車運送事業継続支援金」担当

※郵送の場合は令和8年3月31日(火) 必着

●電話番号：0948-42-7404

申請に必要な書類（必須）

必要書類

☐	1	嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金交付申請書 （様式第1号）
☐	2	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
☐	3	申請者本人の本人確認書類の写し（個人事業者のみ）
☐	4	運輸局からの許可書等の写し ※一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業のみ
☐	5	軽貨物自動車運送事業経営届出書の写し ※貨物軽自動車運送事業のみ
☐	6	交付対象車両の一覧表（様式第2号）
☐	7	6の一覧表に記載された車両の自動車検査証の写し ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し
☐	8	事業を実施していることが証明できる書類の写し（確定申告書、 法人事業概況説明書、決算書、損益計算書、帳簿書類等）

嘉麻市貨物自動車運送事業支援金についてのQ & A

Q 1. 対象車両の要件は何ですか。

A 1. 嘉麻市内の事業所または営業所等が所有し、またはリースにより借受け、かつ現に使用している事業用自動車の対象となります。また、被牽引車、二輪車は対象外です。

Q 2. 市内の事業所で使用している事業用車両なら対象になりますか。

A 2. 市内の事業所が保有している車両が対象となります。その確認として自動車検査証の記録事項「使用の本拠の位置」の住所が嘉麻市内である必要があります。

Q 3. 複数回に分けて申請することは可能ですか。

A 3. 申請は1回限りとなります。
※車両の申請漏れがあった場合でも追加で給付を受けることはできません。
ご注意ください。

Q 4. 必要書類の8「事業を実施していることが証明できる書類の写し」では、何を提出すればよいですか？

A 4. 個人事業者の方は令和6年分の確定申告書第1表、本年開業の場合は税務署へ提出した開業届の写しおよび輸送実績がわかる書類、法人の方は直近の法人税確定申告書別表1、法人事業概況説明書、決算書、損益計算書、帳簿などの事業収入が確認できるいずれかの書類の写しを提出してください。